

認知症普及啓発映画上映業務仕様書

1 目的

令和6年版高齢社会白書現在において、認知症高齢者が65歳以上の高齢者の約5人に1人と推計されており、本市でも総合相談のうち認知症に関わるものが増加している。

そのため、多くの市民が認知症を知る・触れる・考えながら理解を深め、誰もが安心して認知症になれる宇和島を目指し、住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、市民や若い世代を対象とした認知症普及啓発を実施する。

2 概要

(1) 実施内容

- ①市民向けの映画上映（令和7年7月～令和8年3月で1回実施）
- ②小中学生向けの映画上映（令和7年7月～令和8年3月で4回実施）

3 業務内容

(1) 市民向けの映画の上映

- ① 映画は、認知症をテーマとし、認知症の方には希望と勇気を、そのご家族には気づきを与えられる内容のものを提示すること。
- ② 市が指定する600人程度が収容できる会場で実施予定である。なお、映写については、指定会場職員の指示により実施すること。
- ③ 受注者が提示する映画の調達・映写に必要とする機材の準備から当日の会場での機材の設置・運営・撤去を行うものとし、市と協議のうえ実施すること。

(2) 小中学生向けの映画の上映

- ① 映画は、認知症をテーマとし、認知症の方には希望と勇気を、そのご家族には気づきを与えられる内容のものを提示すること。
なお、(1)①と同じ映画も可。
- ② 市が指定する学校で実施することし、市が指定する対象者数や会場の状況に合わせ、機材を準備すること。
- ③ 見積額については、対象者数は最大200名を上限と想定する。
- ④ 受注者が提示する映画の調達・映写に必要とする機材・映写機等の準備から当日の会場での機材の設置・運営・撤去を行うものとし、市と協議のうえ行うこと。
- ⑤ 準備できる機材（スクリーンの大きさ等）の概要を提示すること。

(3) 共通

- ① 当該業務を広報宣伝するため、映画を効果的に周知するものがあれば提案し、実施すること。
- ② 本業務にかかる報告書を1部作成し提出すること。

4 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。